



US Topics

September 3, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

FASBが負債の公正価値の測定に関する最終ガイダンスおよびその他2つの技術的アップデートを公表

FASBが連結基準の適用範囲の明確化に関する基準案を公表

FASBが公正価値測定についての開示改善案に関するコメントを募集

その他のFASB関連記事

SEC議長が報酬契約に関してブローカー・ディーラーに警告

PwCが外部確認状に関するASBのSAS案に対するコメントを公表

AICPAが未登録の投資パートナーシップのための解釈指針を公表

PCAOBがPCAOB基準に含まれる公式会計ガイダンスへのリファレンスに関する職員Q&A集を公表

■ FASBが負債の公正価値の測定に関する最終ガイダンスおよびその他2つの技術的アップデートを公表

今週、FASBは会計基準アップデート(ASU) No. 2009-05「公正価値による負債の測定」(ASU 2009-05)を公表しました。ASU 2009-05は公開草案 FSP 草案 FAS 157-f「FASB基準書第157号に基づく負債の測定」に関してFASBが受取ったフィードバックをうけて作成された最終基準です。

ASU 2009-05は、FASB会計基準成文化 (the Codification) のASC 820「公正価値の測定および開示」を修正し、実務担当者からより詳細なガイダンスが求められていた領域である、負債の公正価値による測定方法に関するより詳細なガイダンスを提供するものです。このASUでは主として以下の3つの事項が示されています。

- 同一の負債に関する活発な市場における市場価格が入手不能である場合の評価に用いられる評価技法の種類の提示(例: 資産として取引されている同一の負債の市場価格は利用可能)。
- 負債の公正価値を見積もる場合、報告事業体は個別のインプットおよび負債の譲渡を妨げる制約の存在に関連するその他のインプットへの調整額を含めることは求められていないことの明確化
- 同一の負債に関する測定日での活発な市場における市場価格、および資産の市場価格に対する調整が不要な場合で同一の負債が資産として取引される場合の活発な市場における市場価格の双方が、Level 1の公正価値測定であることの明確化

また、観測可能なデータが限定されているあるいは存在しないものを含む特定の負債の公正価値の測定方法の事例が記載されています。

ASU 2009-05は公表後の最初の報告期間(期中期間を含む)から適用となります。

▼ このASUの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156434276

FASB はまた、(1) SEC 職員会計公報の Codification のテキストへのクロス・リファレンスのアップデートを含む多数のトピックスの技術的修正、および (2) ASC 480-10-S99「負債と資本の区別」の改訂版 (これまで EITF Topic D-98 に含まれていたガイダンスの Codification 化を意味します) を含む、その他2つの ASU も公表しました。いずれの ASU も既存の SEC 会計規定を変更するものではありません。

▼ これらの ASU の全文は以下の FASB ウェブサイトからご覧いただけます。

- ASU 2009-03「SEC職員会計公報を含む多数のトピックスの改訂」
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156434166
- ASU 2009-04「償還可能な持分金融商品に関する会計処理」
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156434246

■ FASBが連結基準の適用範囲の明確化に関する基準案を公表

FASB は、子会社もしくは事業である資産グループの連結除外に関連して、ASC 810-10「連結—全般」の適用範囲を明確化することを目的とした ASU 案の公開草案を、パブリック・コメント募集のために公表しました。この FASB 案は、ASC 810-10 のガイダンスが、利得又は損失の取り扱いもしくは the Codification 内の連結除外要件に関するその他のガイダンス (不動産売却、金融資産の譲渡、持分法適用被投資会社と野取引等) と矛盾しているように思えるという懸念に対応するものです。

この ASU 案は ASC 810-10 を改訂し、所有権の減少に関する規定が以下に適用されることを明示するものです。

- 子会社あるいは事業もしくは非営利活動である資産グループ
- 持分法適用被投資会社もしくはジョイント・ベンチャーに譲渡された、事業もしくは非営利活動である子会社
- 事業あるいは非営利活動を構成する資産グループとある事業体 (持分法適用被投資会社もしくはジョイント・ベンチャーを含む) における非支配持分の交換

また、ここには、ASC 810-10 の所有権の減少に関する規定が取引の実態が不動産の売却である場合には適用されないことを明らかにする改訂も含まれています。加えて、この公開草案では連結除外に関する開示の拡大についても提案が行われています。

この ASU 案へのコメント募集は 9 月 28 日まで。

▼ この公開草案の全文は以下の FASB ウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156435816

■ FASBが公正価値測定についての開示改善案に関するコメントを募集

FASB は公正価値測定についての開示の改善案の詳細を公表しました。ASU の公開草案として公表されたこの改善案は、ASC 820-10「公正価値の測定および開示—総合」(旧: FAS 157) を修正し、(1) Level 3 の測定に関する感応度分析、(2) Level 1 ならびに Level 2 への、またはこれらの Level から振替の詳細、(3) Level 3 のロールフォワードにおけるアクティビティの総額表示、の3つの新たな主要な分割の開示規定を追加するものです。また、インプットおよび評価技法に関する公正価値の測定および開示の内訳開示のレベルに関する既存の2つの公正価値開示規定を明確化する

ための修正も含まれています。

この開示案は、企業の公正価値測定に関する透明性の向上を求める財務諸表利用者からのフィードバックを考慮にいられたものです。コメント募集期間は10月12日まで。

▼ この公開草案の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156436374

■ その他のFASB関連記事

今回の公開会議: 来週は会議の予定はありません。しかしながら、FASBとIASBは金融商品の会計処理に関する共同円卓会議を9月10日に開催します。また、FASBの発生問題専門委員会(EITF)は9月9日～10日に会議を開催予定です。円卓会議およびEITF会議の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Page&pagename=FASB%2FPage%2FSectionPage&cid=1218220079452>

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 金融商品の会計処理
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1175801889654
- 資本的性質を有する金融商品
http://www.fasb.org/fi_with_characteristics_of_equity.shtml
- 収益認識
http://www.fasb.org/revenue_recognition.shtml
- 石油およびガス
http://www.fasb.org/oil_and_gas_disclosures.shtml

■ SEC議長が報酬契約に関してブローカー・ディーラーに警告

SEC議長メアリー・シャピロ氏は最近、ブローカー・ディーラーの最高経営責任者(CEO)に対し、CEOおよびそれぞれの会社には自社のセールス方法を監視する義務があることを指摘する公開書簡を公表しました。この書簡は、多額の前払賞与や投資商品のセールス・コミッションの増額など、より高額な報酬契約を伴う特別な採用プログラムに関する報道記事に促されたものです。この書簡は、一部の報酬契約は、投資家の利益につながらない行為を誘発しかねないものであると警告しています。また、CEOおよびブローカー・ディーラー各社に対し、自社の成長に伴って、監視およびコンプライアンスの基盤整備に十分な規模と能力を維持させなければならない、と指摘しています。

▼ この公開書簡の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/news/press/2009/2009-189-letter.pdf>

■ PwCが外部確認状に関するASBのSAS案に対するコメントを公表

PwCは、「外部確認状」と題されたAICPAの監査基準審議会(ASB)の監査基準(SAS)案に対するコメントレターを公表しました。この草案はASBの明瞭性を確保するための作成規約に従ってSAS 67「確認プロセス」を再起草し、確認状に関するASBのガイダンスを国際監査基準(ISAs)と部分的にコンバージョンさせたものです。この草案に含まれる最も重要な変更点は、確認状に対する口頭による回答および経営者が確認状送付を拒否した場合の監査人の責任に係るガイダンスに関するものです。また、この基準案では、ISAsでは要求されていない、売掛金に対し外部確認手続を利用する推定的な要件を留保しています。

PwCは、売掛金の確認のため、この規定を米国の監査基準に留保するというASBの判断に同意し、この基準が最終基準として公表されることを支持します。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、このPwCのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=EDYR-7VGU9W&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content>

■ AICPAが未登録の投資パートナーシップのための解釈指針を公表

AICPAが最近、未登録の投資パートナーシップに関する共通する疑問に回答した、以下の3つの新しい技術的実務補助資料(TPA)を公表しました。

- TIS 6910.30「未登録の投資パートナーシップが保有する被投資ファンドの持分が当該パートナーシップの純資産の5%未満である場合の当該パートナーシップに対する開示規定」
- TIS 6910.31「未登録の投資パートナーシップの被投資ファンドが保有するあらゆる投資における、TIS Section 6910.30に規定された『5%テスト』を適用する場合の比例持分の計算方法」
- TIS 6910.32「未登録の投資パートナーシップが被投資ファンドの負債を保証している場合における当該パートナーシップの追加的な財務諸表開示」

▼ 上記のTPAの全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。
http://aicpa.org/download/acctstd/FINAL_TPA_6910_30-32.pdf

■ PCAOBがPCAOB基準に含まれる公式会計ガイダンスへのリファレンスに関する職員Q&A集を公表

公開企業会計監視委員会(PCAOB)は、最近公表されたFASB会計基準成文化(The Codification)に照らした、PCAOB基準内で参照されるUS GAAPに関する質疑応答(Q&A)集を公表しました。このQ&A集は、特に、PCAOB基準にthe Codification以前の会計基準へのリファレンスおよび記述を含んでいる場合、監査人はthe Codificationの適切なセクションを参照すべきだと強調しています。また、PCAOB職員はPCAOBが将来の基準設定プロジェクトにおいてこれらの記述およびリファレンスを修正する予定であると述べています。

さらに、このQ&A集は監査調書についても言及しており、PCAOB職員のガイダンスによれば、2009年9月15日(the Codificationの発効日)より後に終了する期間の期中財務諸表のレビューおよび財務諸表の監査で、監査調書におけるUS GAAPのリファレンスおよび引用に関する適切なソースは、関連するthe Codificationのトピックであると明示しています。また、the Codification以前に作成された過去のUS GAAPへのリファレンスを含む特定の既存の監査調書(例: 監査計画、メモ等)のアップデートは、必須ではありませんが、望ましいといえるでしょう。

▼ このQ&A集の全文は以下のPCAOBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.pcaobus.org/Standards/Staff_Questions_and_Answers/2009/09-02_FASB_Codification.pdf

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.